

役員個人に迫る責任

■公益法人制度改革

全ての社団法人、財団法人を対象とする改革で、平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革関連 3 法*によって本格スタートした(平成 25 年 11 月末まで移行期間中)。「官のための公益法人制度から、民による公益法人制度への移行」ともいわれ、公益法人としては約 100 年ぶりに実施された制度改革である。本制度改革により、主務官庁制、許可主義が廃止され、法人は株式会社同様、登記によってのみ法人格を取得することができるようになった。また、法人の役員に対する責任が明文化され、この内容が会社法と同様の厳しい規定であることが注目されている。



※公益法人制度改革関連 3 法

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

■「知らなかった」では許されない！ 役員個人の責任規定

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」では、役員(理事、監事)が、①法人に対する損害賠償責任、②第三者に対する損害賠償責任を負うことが明記された。

特に、社団法人については、社員による責任追及の訴え(いわゆる代表訴訟)の規定が盛り込まれたことを受け、株式会社の取締役、監査役に対する株主代表訴訟と同様のリスクが顕在化しつつあるとされている。尚、この規定は、**報酬の有無や大小に関わらず適用される上に、責任は役員個人に課される**など注意が必要である。

一般社団・財団法人法111条	一般社団・財団法人法278条	一般社団・財団法人法117条
法人に対する損害賠償責任	責任追及の訴え(代表訴訟)	第三者に対する損害賠償責任
役員が、その職務を怠った結果、法人に損害を与えた場合は、役員はその損害を賠償する責任を負う。	法人の社員は、法人に対し、役員 の責任追及の訴えの提起を請求 することができ、法人が60日 以内に提訴しない場合には、 社員自らが代表訴訟を提起す ることができる。	役員が、その職務の遂行上、 故意又は重大な過失により、 第三者に損害を与えた場合は、 役員はその損害を賠償する責 任を負う。

引用・参考：公益法人制度改革の概要(行政改革推進本部事務局)